平成27年第1回瑞穂市議会定例会会議録(第1号)

平成27年3月3日(火)午前9時開議

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第1号 もとす広域連合規約の変更について
- 日程第6 議案第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第7 議案第3号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施 行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第4号 瑞穂市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第5号 瑞穂市教育長の勤務時間等に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第6号 瑞穂市建築物等に関するまちづくり条例を廃止する条例について
- 日程第11 議案第7号 公益的法人等への瑞穂市職員の派遣等に関する条例等の一部を改正す る条例について
- 日程第12 議案第8号 瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第9号 瑞穂市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一 部を改正する条例について
- 日程第14 議案第10号 瑞穂市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する 条例について
- 日程第15 議案第11号 瑞穂市基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第12号 瑞穂市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第13号 瑞穂市保育所条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第14号 瑞穂市体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第15号 瑞穂市下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第16号 瑞穂市防災行政無線通信施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第17号 平成26年度瑞穂市一般会計補正予算(第7号)
- 日程第22 議案第18号 平成26年度瑞穂市一般会計補正予算(第8号)
- 日程第23 議案第19号 平成26年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第24 議案第20号 平成26年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第25 議案第21号 平成26年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算(第3号)

日程第26 議案第22号 平成26年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

日程第27 議案第23号 平成26年度瑞穂市水道事業会計補正予算(第2号)

日程第28 議案第24号 平成27年度瑞穂市一般会計予算

日程第29 議案第25号 平成27年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算

日程第30 議案第26号 平成27年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算

日程第31 議案第27号 平成27年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算

日程第32 議案第28号 平成27年度瑞穂市下水道事業特別会計予算

日程第33 議案第29号 平成27年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算

日程第34 議案第30号 平成27年度瑞穂市水道事業会計予算

日程第35 議案第31号 市道路線の認定について(その1)

日程第36 議案第32号 市道路線の認定について(その2)

日程第37 議案第33号 市道路線の認定について(その3)

日程第38 瑞穂市・神戸町水道組合議会議員の選挙

〇本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

〇本日の会議に出席した議員

1番	堀	堀			武 2番			くまがいさちこ			
3番	西	岡	_	成	4番		庄	田	昭	人	
6番	棚	橋	敏	明	7番		広	瀬	武	雄	
8番	松	野	藤四	回郎	9番		広	瀬	捨	男	
10番	古	Ш	貴	敏	11番		河	村	孝	弘	
12番	清	水		治	13番		若	井	千	尋	
14番	若	園	五.	朗	16番		小	Ш	勝	範	
17番	星	Ш	睦	枝	18番		藤	橋	礼	治	

〇本日の会議に欠席した議員(1名)

15番 広瀬時男

〇欠員(2名)

〇本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長 堀 孝 正 副市 長 奥田尚道 横 山 博 教 育 長 信 企 画 部 長 森 和 之 市民部兼 巣南庁舎管理部長 総務部長 早 瀬 俊 広 瀬 充 利 福祉部長 都市整備部長 弘 畄 敏 高 田 薫 調整 監 渡 辺 勇 環境水道部長 鹿 野 和 人 政 会計管理者 教育次長 宇 野 清 隆 高 田 敏 朗 監 査 委 員長 佐藤雅人

〇本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 田宮康弘 書 記 泉 大作 書 記 今 木 浩 靖

開会及び開議の宣告

○議長(若園五朗君) 皆さん、おはようございます。

傍聴の皆さん、本日は大変お忙しいところを傍聴に御来場いただきまして、まことにありが とうございます。

ただいまから平成27年第1回瑞穂市議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(若園五朗君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議席番号3番 西岡一成君と 4番 庄田昭人君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長(若園五朗君) 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月20日までの18日間にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

〇議長(若園五朗君) 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から3月20 日までの18日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長(若園五朗君) 日程第3、諸般の報告を行います。

8件報告します。

まず6件について、議会事務局長より報告させます。

○議会事務局長(田宮康弘君) おはようございます。

議長にかわりまして、6件報告します。

まず1件目は、議員の辞職についてです。2月26日付で森治久さんから辞職願が提出され、 同日、議員の辞職を許可しました。

2件目は、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果報告を同条第3項の規定により監査委員から受けております。検査は平成26年11月、12月分が実施され、現金・預金等の出納保管状況は関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないとの報告で

ございました。

関連して3件目ですが、地方自治法第199条第4項の規定による定期監査の結果報告を同条第9項の規定により、監査委員から受けております。監査は11月11日に市民課、12月4日に南小学校を対象に実施され、それぞれ財務に関する事務はおおむね適正に執行されていると認められた。その他の監査結果につきましては、お手元に配付の定期監査結果報告書のとおりでございます。

4件目は、市議会議長会の関係の報告です。2月2日に全国市議会議長会の第152回産業経済委員会が東京都千代田区にあります都道府県会館で開催され、議長が出席しました。会議では、事務報告の後、協議事項に入り、本年度の要望結果や今後の運営について協議され、いずれも原案のとおり可決されました。

同じく5件目も、市議会議長会関係の報告です。2月6日に第273回岐阜県市議会議長会議が多治見市にありますセラミックパークMINOで開催され、議長、副議長と私の3人が出席しました。会議では、平成26年7月4日から平成27年2月5日までの会務報告の後、平成27年度予算を定める議案など7議案が審議され、いずれも可決されました。なお、次回の岐阜県市議会議長会議は、7月に関市で開催される予定です。

6件目は、西濃環境整備組合議会の報告です。2月27日に同組合の平成27年第1回定例会が 開催されました。提出されたのは、平成26年度補正予算、平成27年度の分賦金額及び分賦方法 を定める議案、平成27年度当初予算の3件でした。

平成26年度補正予算については、一般廃棄物最終処分建築工事の建築工事・土木工事部門と もに、翌年度に予算を繰り越すことができるよう繰越明許費を設定するものです。

平成27年度の分賦金額及び分賦方法を定める議案は、搬入量割の実績を平成24年度ベースから平成25年度ベースに改める内容です。

平成27年度予算については、総額が27億3,374万7,000円となり、平成26年度当初予算と比べますと、5億7,416万6,000円の増額となります。

歳入の主なものを前年度と比較しますと、加入団体負担金6,300万7,000円の増額、衛生費の 国庫補助金のごみ処理施設建設補助金1億9,885万3,000円を増額するものです。

歳出の主なものとして、衛生費の施設建設費で、最終処分場建設工事に12億4,641万1,000円 を増額するものです。

当市の平成27年度負担金は2億7,514万2,000円で、平成26年度に比べますと2,014万2,000円、5,7%ほどふえております。全体の約22.6%を占めております。

これら3議案は、いずれも原案のとおり可決されました。

以上でございます。

○議長(若園五朗君) 7件目は、平成27年第1回もとす広域連合議会定例会において、堀武君

から報告を願います。

1番 堀武君。

〇1番(堀 武君) 改めまして、おはようございます。

みづほ会の堀武です。

議長より御指名をいただきましたので、平成27年第1回もとす広域連合議会定例会について、 代表して報告します。

第1回定例会は、2月12日から20日まで9日間の会期で開催されました。

今議会に広域連合長から提出された議案は16件で、内訳として、人事案件2件、条例を制定する議案3件、条例の一部改正を行う議案5件、平成26年度の補正予算3件、平成27年度の予算3件でした。

まず初めに、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙が行われました。これは、同委員及び補充員が7月11日で任期満了となるためで、選挙の結果、選挙管理委員会委員に高田洋征氏、酒井聖一郎氏、高橋和夫氏、野島紀氏が、補充員に後藤進氏、臼井浩氏、新家武彦氏、伊藤美奈子氏が当選されました。

この後、広域連合長から提案理由の説明を受けました。

人事に係る議案は、監査委員の選任についてと公平委員会委員の選任についてでした。

監査委員の選任については、大石英博監査委員の任期が7月11日で満了するため、新たに三田村晃司氏を選任するため議会の同意を求めるためのものでした。

公平委員会委員の選任については、土川隆公平委員会委員の任期が7月11日で満了するため、 新たに高橋卓郎氏を選任するため議会の同意を求めるものでした。

条例の制定については、新たな早期退職者募集制度の導入に伴い、定年前の早期退職者に対する特例措置の内容を拡充するための条例を制定するものと、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律の施行により、介護保険法の一部が改正され、介護予防支援事業所の指定基準と、地域包括支援センターの指定基準を条例で定める必要があるための条例を制定するものです。

条例の一部改正について、主なものの概要をかいつまんで申し上げますと、民間給与との格差に基づく給与改定及び給与制度の総合的見直しによる人事院勧告に伴い、もとす広域連合職員の給与について所要の改正を行うものと、もとす広域連合職員の特殊勤務手当に関し、業務の専門性、特殊性を鑑み、支給を受ける者の範囲や支給方法について改正するものです。

平成27年度当初予算について、3会計の合計が85億5,240万円となりました。これは、平成26年度当初予算の3会計の合計に比べ、金額で4億4,160万円の増額、率で5.4%の増となっております。

当初予算の概要のうち、主な部分を申し上げますと、一般会計では総額で4億9,630万円と

なりました。平成26年度当初予算と比較すると、2,420万円、4.6%の減となります。歳出の主なものとしては、衛生費のし尿処理費で、施設長寿命化計画に伴う大規模修繕として、東棟建屋修繕整備費で6,032万2,000円の計上などがあります。

介護保険特別会計では、総額が70億2,950万円となりました。平成26年度当初予算と比較すると、3億4,620万円、5.2%の増となります。主なものは、保険給付費の3億1,875万2,000円の増額で、これは高齢者の増加など利用者増による給付費の伸びを見込んだもので、特に居宅介護サービス給付費が、昨年より1億6,161万6,000円の増額、地域密着型介護サービス給付費が、昨年より1億1,475万2,000円の増額となっています。

老人福祉施設特別会計では、総額が10億2,660万円となりました。平成26年度当初予算と比較すると、1億1,960万円、13.2%の増となります。主なものとして、サービス事業で、老人福祉施設整備費に、特養の空調設備改修工事関係で1億5,012万円の計上などがあります。

3つの会計を合計した瑞穂市の負担金は5億9,443万1,000円となり、平成26年度に比べ 2,166万6,000円、3.8%の増となります。

提出された議案は、広域連合長より提出理由の説明の後、所管の常任委員会に審査を付託し、 2月20日の定例会最終日に委員長報告の後、質疑、討論、採決を行い、いずれも原案のとおり 可決されました。

以上、平成27年第1回もとす広域連合議会定例会の報告を終わります。

なお、これらの定例会の議案書及び詳細な資料を議会事務局に預けてありますので、御希望 の方はごらんください。よろしくお願いします。

○議長(若園五朗君) ありがとうございました。

以上、報告した7件の資料は、事務局に保管してありますので、ごらんいただきたいと思います。

最後に8件目は、平成26年度市町村議会議員研修について、広瀬武雄君から報告願います。 7番 広瀬武雄君。

○7番(広瀬武雄君) それでは、議席番号7番、広瀬武雄でございます。

ただいまは議長より、研修報告をせよとの御指名をいただきましたので、研修報告をさせて いただきます。

このたび、去る1月13、14日の2日間にわたりまして、平成26年度市町村議会議員研修の受講を、当市からはたまたま私一人が受講してまいりましたので、その内容の一部を報告させていただきます。

研修名は「自治体財政の見方〜健全化判断比率を中心に〜」というテーマでございました。 まず初日は、関西学院大学の稲沢克祐教授による「地方自治体の財政運営と議員の役割(地 方財政の現状と健全化法の概要)」と題しましての講義でございました。続きまして、監査法 人トーマツの公認会計士、小室将雄氏から「自治体財政指標の見方」と題しての講義を受けま した。また、夕食時には140名の受講参加者との交流会にも参加し、一部の議員との親交を深 めてまいりました。

2日目は、「財政指標分析に関するグループ演習」をトーマツ監査法人の公認会計士2人の 指導のもと、演習整理シートなるものを用いまして、深みのある、かつゼミ同様の演習を久し ぶりに経験してまいりましたところでございます。最後に、「演習まとめ及び今後の自治体財 政のポイント」と題しての講義で全ての研修スケジュールを終了いたしました。

ここで、講義を受けた幾つかの項目の中の三、四点に絞りまして報告させていただきます。

「財政運営における議員の役割」の中の、予算と決算の講義の中で、27年度当初予算案、現在も27年度当初予算の審議をこれからされるわけでございますが、25年度決算、それから26年度予算の上半期の執行結果、それから26年度決算予測、27年度予算案という決算情報の分析があってこそ予算審議が充実するわけであり、25年度決算は終わったことだからとか、これからは次の予算のほうが大切だからなどというような安易な姿勢はいかがなものなのかと。すなわち、予算は決算の結果を見て審議するという姿勢が議員には大切であり、予算は決算からの連続性で考えるべきと強調されておられました。

次に、「自治体財政に求められている姿について」の講義の中では、第1に財政規律が堅持されていなければならないということであり、そのために必要な視点としては、年度間の調整も含めて収支均衡が確保されていること。すなわち、財政の健全性と起債余力であるとのことでございました。

健全性とは、言うまでもなく単年度の財政運営において歳計現金が確保されていることであ り、起債余力とは、中・長期的にも安定的な財政運営ができることを指している等々の講義内 容でございました。

次に、「予算審議と財政健全化法」の項目では、早期健全化団体の議員になったつもりで予算審議に臨むべきという内容でございました。また、健全化計画を基本とした予算審議という面に目を向けてみますと、編成された予算によって財政4指標の数値はどのような影響を受けるのか。特に指標計算において、分母、分子の数値のうち、数値の大きい項目に影響を与える予算は何かに目を向ける必要があるとの講義内容でございました。

次に、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理による老朽化対策の推進について」の講義では、これから大量に更新時期を迎える公共施設があること。一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しいこと。人口減少等により利用需要が変化していくこと。合併後の施設全体の最適化を図る必要性があること等の背景から公共施設等総合管理計画の策定の要請が平成26年4月に総務大臣通知で発せられたと説明がございました。その内容は、時間の都合上割愛させていただきますが、それにより公共施設の総合的かつ計画的な管理がされ、地域社会の実情に合

ったまちづくりや国土強靱化の推進に寄与することとなると強調された講義でございました。

また、それら総合管理計画のポイントは、10年以上の長期にわたる計画とすること。箱物に限らず地方公共団体が所有する全ての公共施設等を対象とすること。更新、統廃合、長寿命化など、公共施設等の管理に関する基本的な考え方を記載することと計画策定に当たっての指針の中で述べられております。

同じく計画策定のその指針の中で、地方公会計(固定資産台帳)の関係について、次のように講義が説明としてありました。

固定資産台帳は公共施設等の維持管理、修繕、更新等に係る中・長期的な経費の見込みを算出することや、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針等を充実、精緻化することに活用可能であり、将来的には固定資産台帳等を利用していくことが望ましいということで、固定資産台帳の内容等につきましては省略いたしますけれども、そのような講義が丁寧に説明としてございました。

今後の地方公会計の整備促進についての大臣通知では、財務書類等の作成に係る統一的な基準を設定すること。発生主義、複式簿記の導入、固定資産台帳の整備、比較可能性の確保を促進すること等が述べられております。

また、新地方公会計の推進に関する研究会のほうでは、統一的な基準の周知、財務書類等のマニュアルの作成を27年1月に地方公共団体に要請されたようでございますが、30年3月までのおおよそ3年間を目標として、やむを得ない場合は5年間でも結構のようでございますが、作成すべきという促しがあったようでございます。

演習の内容についての報告は、時間の都合上省略させていただきますが、最後に、これからの地方議員は複式簿記の知識を最低限持ち合わせていないと、議員としてのチェック機能が果たせ切れないのではないかという内容のことを講師が強調しておりました。それらがちょっと印象に残ったことでございます。

さらにいろいろな内容がございますが、時間の都合もございますので、報告はこの程度にと どめさせていただきまして、研修報告とさせていただきます。以上でございます。

〇議長(若園五朗君) ありがとうございました。これで諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長(若園五朗君) 日程第4、行政報告を行います。

市長からの行政報告の申し出がございますので、これを許可します。

市長 堀孝正君。

○市長(堀 孝正君) それでは、1件の行政報告をさせていただきます。

平成27年第1回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会についてであります。

定例会は、去る2月18日、岐阜市柳津公民館において開催され、瑞穂市の議員として出席しましたので、その状況について報告をします。

審議に先立ちまして副議長の選挙があり、垂井町の栗田敏朗氏が選出され、議案9件の提出 と選挙管理委員及び同補充員の選挙がありました。その概要は次のとおりであります。

まず、議案第1号平成27年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計予算であります。

歳入歳出の予算の総額、それぞれ2億5,074万5,000円とするものであります。

歳入の主なものは、分担金及び負担金で2億1,741万8,000円であります。

歳出の主なものは、総務費で2億4,813万6,000円であります。

次に、議案第2号平成27年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算であります。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ2,240億4,223万2,000円とするものであります。

歳入の主なものは、市町村支出金で383億1,662万円、国庫・県支出金で913億6,367万9,000円、支払基金交付金で903億2,439万4,000円であります。

歳出の主なものは、保険給付費が2,196億7,568万2,000円で、前年度より0.2%の増であります。

また、保健事業費では、「ぎふ・すこやか健診」に加えまして、高齢者の口腔健康診査として「ぎふ・さわやか口腔健診」を実施する費用を見込み、前年度より20.1%増の7億8,288万1,000円であります。

次に、議案第3号岐阜県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例の制定 についてであります。

特定個人情報保護評価の実施に当たり、第三者点検を受ける必要があるので、情報公開・個人情報保護審査会の所掌事務を追加するため、条例を改正するものであります。

次に、議案第4号岐阜県後期高齢者医療広域連合非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に 関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

平成27年度より、新たに保健師を嘱託員として採用するに当たり、条例を改正するものであります。

次に、議案第5号岐阜県後期高齢者医療広域連合派遣職員の手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

人事院勧告による給与制度の総合的見直しに伴い、地域手当の支給割合等が見直しされたため、条例を改正するものであります。

次に、議案第6号岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

保険料の軽減特例措置を継続実施するため、条例を改正するものであります。

次に、議案第7号岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

中・低所得者の負担を軽減するため、均等割額の軽減対象を拡大する等、条例を改正するものであります。

次に、議案第8号岐阜県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任についてであります。

監査委員 松波博氏の任期が3月27日に満了となるので、後任に田中康雄氏を選任するため、 議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第9号岐阜県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任についてであります。 公平委員会委員 松井義孝氏の任期が3月27日に満了となるので、同氏を引き続き選任する ため、議会の同意を求めるものであります。

以上の9議案は、質疑、討論なく、採決の結果、全て可決されました。

続いて、岐阜県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び同補充員の選挙については、任期が3月27日に満了となるため、後任について選挙した結果、尾関卓司氏、ほか3名が委員に当選され、山口みね子氏、ほか3名が補充員に当選されましたことを報告させていただきます。

詳細につきましては、医療保険課に資料が保管されておりますのでごらんをいただきたいと 思います。

以上、1件について行政報告をさせていただきました。

○議長(若園五朗君) これで行政報告は終わりました。

日程第5 議案第1号から日程第37 議案第33号までについて(提案説明)

○議長(若園五朗君) 日程第5、議案第1号もとす広域連合規約の変更についてから日程第37、 議案第33号市道路線の認定について(その3)までを一括議題とします。

市長提出議案について、提案理由の説明を求めます。

市長 堀孝正君。

○市長(堀 孝正君) 本日、平成27年第1回瑞穂市議会定例会を開催させていただきましたところ、議員各位の御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

定例会開催に当たりまして、市政への所感及び今回提案する議案について述べさせていただきます。

さて、昨今の国政の状況を見てみますと、昨年末の衆議院解散・総選挙以来、確実に地方分権の施策が求められております。いわゆる国が掲げる「まち・ひと・しごと創生法」では、地方自治体にも「地方人口ビジョン」「地方版総合戦略」を早期に策定するよう強く求めており、この計画を起爆剤として、地方に元気を取り戻す施策の実施を促しております。

要するに、安倍内閣の「地方の元気なくして国の元気なし」の理念に基づき、地方がその自

治体に合った施策でもって、地方の元気を取り戻してほしいというメッセージが投げかけられているものと思います。

先般成立した国の補正予算(第1号)では、まさにその流れを加速させるべき、「地域住民生活等緊急支援のための交付金」が示され、当市においても8,991万3,000円の上限額が示されたところであります。

これらは、プレミアム付商品券の発行事業、地域創生先行事業として3月補正予算に計上させていただいておりますが、いずれにしましても、県を通じての詳細提示も十分でない中、また実施計画を申請する前の予算計上でもあります。

したがって、今後内容を精査しつつ、目的を明確にして本事業を推進してまいる所存でございますが、事業費自体は翌年度へ繰り越して実施するよう予算対応をしておりますので、今後議会の御意見も拝聴しながら、経過報告もしながらの事業実施の運びとなるものと考えておりますので、議員各位の御理解をお願いするところであります。

そこで、平成27年度当初予算(案)を上程する本定例会に当たり、新年度に向けた施策、事業概要について説明を申し上げます。

平成27年度当初予算の総額は、全会計で246億4,922万4,000円と、対前年度比13.3%の伸び となります。

新年度は、骨格予算として予算編成に臨みましたが、既に計画的に進めてきた事業、増嵩する社会保障経費及び国民健康保険財政共同安定化事業への対応等に予算措置させていただいたところ、前年度より大幅な増額となったものであります。

その新年度の主要施策について御説明を申し上げますと、まず1点目は、学校等施設整備事業であります。

3 カ年の継続事業で予算を計上させていただきましたが、小・中学校教室空調機器整備事業については、平成27年度に市内7つの小学校全校にエアコンを設置します。また、牛牧小学校校舎増築・大規模改修、西小学校は大規模改修、ほづみ幼稚園は駐車場等を整備してまいります。

2点目は、道路・橋梁新設改良事業であります。

新年度は、計画的に進めてきた西部環状道路、稲里地内の市道 5 - 1046号線、中宮地内の市道 10-1164号線等の整備を推進します。また、(仮称)野田橋歩道橋の整備、(仮称)柳一色橋歩道橋の詳細設計にも着手します。

3点目は、都市公園整備事業であります。

計画的に整備してきました都市公園は、仕上げの段階に入っており、新年度は仮称でありますが、野白新田扣畑公園、別府井場公園、祖父江伯母塚公園等の整備を進めてまいります。

4点目は、公共下水道事業であります。

現在、公共下水道事業につきましては、下水道処理場の候補地に当たる地区の皆様の御理解をお願いしているところでありますが、新年度には下水道事業特別会計に瑞穂処理区として予算を計上させていただきました。

5点目は、別府水源地の配水池整備であります。

水源地内の耐震性が不足する配水池を新たに整備するもので、より安全・安心な飲料水の提供に努めてまいります。

一方、歳入では、主要財源である市税、地方交付税が減収見込みとなることから、市債の借 り入れ、また基金の取り崩し等で不足財源を補っての予算編成となっております。

全国的に地域少子化・人口減少が危惧される中、当市もこの問題に向き合わなければなりませんが、当面、当市の人口増加はいましばらく続くものと予測され、年少人口の増加等による学校施設整備は喫緊の課題でもありますので、この相反する課題を乗り切り、健全財政を維持すべく、英知を絞って邁進してまいりますので、議員皆様の御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げたいと思います。

さて、今回上程します議案は、規約変更に関する案件が1件、人事案件が1件、条例の制定、 廃止及び改正に関する案件が14件、平成26年度補正予算に関する案件が7件、平成27年度当初 予算に関する案件が7件、市道路線の認定に係る案件が3件の合計33件であります。

それでは順次、提出議案の概要を説明させていただきます。

まず、議案第1号もとす広域連合規約の変更についてであります。

介護保険法の一部改正を初めとする関係法令の改正により、低所得者保険料軽減負担金を構成市町が支弁するため、規約の一部を変更するものであります。

次に、議案第2号人権擁護委員の候補者の推薦についてであります。

人権擁護委員 植田作治氏の任期が3月31日に満了となることから、その後任として井深吉 男氏を、また平田芳子氏の任期が6月30日に満了となることから、引き続き同氏を候補者に推 薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでありま す。

次に、3件の関連議案について、一括して説明をいたします。

議案第3号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第4号瑞穂市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、議案第5号瑞穂市教育長の勤務時間等に関する条例の制定についてであります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴いまして、教育行政における責任体制等を明確にするため、市条例を制定するものであります。

次に、議案第6号瑞穂市建築物等に関するまちづくり条例を廃止する条例についてでありま

す。

建築基準法等の規定により、事前に市長を経由する申請書類等の手続が変更されたため、市 条例を廃止するものであります。

議案第7号公益的法人等への瑞穂市職員の派遣等に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。

給与制度の総合的見直しによる人事院勧告において、当市が新たに地域手当の支給地域となりましたので、平成27年度から当該手当を支給できるように、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第8号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例についてであります。

かねてから懸案事項でありました福祉部内の組織改編について、新たに地域福祉高齢課を設置するため、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第9号瑞穂市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を 改正する条例についてであります。

国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の公布に伴いまして、定年前に退職する意思を 有する職員の応募等の条件の見直しを図るため、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第10号瑞穂市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例 についてであります。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、附則第5条の規定が廃止されたことに伴いまして、市の財産を国へ譲与するため、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第11号瑞穂市基金条例の一部を改正する条例についてであります。

瑞穂市立巣南中学校教育振興基金を全て一般会計に繰り入れて廃止するため、市条例の改正 を行うものであります。

次に、2件の関連議案について、一括して御説明します。

議案第12号瑞穂市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例について、議案第13号瑞穂市保育所条例の一部を改正する条例についてであります。

子ども・子育て支援法等の公布、施行に伴い、幼稚園、保育所の保育料等を改正するため、 市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第14号瑞穂市体育施設条例の一部を改正する条例についてであります。

瑞穂市呂久グラウンドは、市内運動場の整備が進むにつれ利用者がなくなったため、市体育施設から廃止するため、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第15号瑞穂市下水道条例の一部を改正する条例についてであります。

下水道法施行令の一部を改正する政令の施行に伴いまして、除害施設の設置基準の強化を行

うため、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第16号瑞穂市防災行政無線通信施設条例の一部を改正する条例についてであります。

市内の同報系防災行政無線の屋外拡声子局の増設に伴い、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第17号平成26年度瑞穂市一般会計補正予算(第7号)であります。

新年度事業に係る5件の債務負担行為について、先に御審議願いたく、分割して提案するものであります。

次に、議案第18号平成26年度瑞穂市一般会計補正予算(第8号)であります。

歳入歳出予算の総額から、それぞれ3億5,248万2,000円を減額し、総額158億530万円とする ものであります。また、2件の継続費と、7件の繰越明許費、4件の地方債の補正をするもの であります。

今回の補正予算は、事業の完了、事業費の確定により 5 億1,038万8,000円を減額するほか、 事業の追加等で1億5,790万6,000円を増額する内容といたしました。特に、冒頭でも述べましたプレミアム付商品券発行事業、地方創生先行事業に9,985万8,000円を計上しましたが、平成 27年度早期執行とするため、繰越明許費をあわせて設定しました。

歳入の主なものは、市税で1,454万2,000円増額するほか、基金繰入金で2億2,124万円減額 するものであります。

次に、議案第19号平成26年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)であります。

歳入歳出予算の総額から、それぞれ5,922万4,000円を減額し、総額51億9,826万円とするものであります。

歳出の主なものは、退職被保険者の減少等により、保険給付費で1,178万7,000円、高額医療費の共同事業拠出金で4,511万1,000円を減額するものであります。

歳入の主なものは、国民健康保険税で115万5,000円、県支出金で5,427万2,000円を増額し、 国庫支出金、療養給付費交付金、共同事業交付金及び繰入金で1億2,310万9,000円を減額する ものであります。

次に、議案第20号平成26年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)であります。

歳入歳出予算の総額から、それぞれ1,156万7,000円を減額し、総額3億8,927万3,000円とするものであります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金を963万1,000円減額し、歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料を1,094万円減額するものであります。

次に、議案第21号平成26年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算(第3号)であります。

歳入歳出予算の総額から、それぞれ1,371万1,000円を減額し、総額1億8,187万8,000円とするものであります。補正の主な理由は、施設修繕費、下水道工事費等の減額であります。

次に、議案第22号平成26年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)であります。

歳入歳出予算の総額から、それぞれ285万1,000円を減額し、総額2,516万1,000円とするものであります。補正の主な理由は、施設修繕費の減額であります。

次に、議案第23号平成26年度瑞穂市水道事業会計補正予算(第2号)であります。

業務予定量において、給水戸数を300戸追加し、年間総給水量を3万7,600立方メートル減量 するものであります。

収益的収入及び支出においては、収入を240万8,000円増額し、支出を1,045万2,000円減額するものであります。

資本的収入及び支出においては、収入を357万5,000円増額し、支出を1,848万5,000円減額するものであります。

次に、議案第24号平成27年度瑞穂市一般会計予算であります。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ167億円と定めるほか、1件の継続費、5件の債務負担行 為、7件の地方債を設定するものであります。

歳出の主なものは、予算額順に、民生費が58億830万3,000円と最も大きくなっております。 これは、障害者福祉費、老人福祉費等に係る社会保障経費及び保育士確保等に係る保育所費の 増嵩であります。

次に、教育費が30億2,758万3,000円であります。主なものは、冒頭でも述べましたが、牛牧小学校等の小学校建設費に8億4,600万円、小学校エアコン設置等に係る小学校管理費に7億6,103万3,000円であります。

次いで、総務費が17億1,368万1,000円、土木費が16億7,640万2,000円、衛生費が15億4万円の順となっております。

次に、歳入の主なものは、市税、地方交付税の一般財源が94億5,757万1,000円、国・県支出金が31億7,016万1,000円、地方債が16億8,800万円、分担金・使用料等が5億5,301万円でありますが、さらに財政調整基金、公共施設整備基金等からの繰入金9億5,980万1,000円で、所要財源の確保を図ってきたところでございます。

継続費では、牛牧小学校校舎整備を計画的に進めるため、平成28年度までの2カ年で8億4,600万円の継続費を設定させていただきました。

次に、議案第25号平成27年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算であります。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ60億2,335万8,000円とするものであります。

平成27年度からの保険財政共同安定化事業の対象医療費が1円以上に拡大されることによりまして、前年度と比較し11億2,453万3,000円の増額となりました。

歳出の主なものは、保険給付費で34億1,119万2,000円、後期高齢者支援金、介護納付金で9億2,568万9,000円、共同事業拠出金で13億2,427万2,000円であります。

歳入の主なものは、国民健康保険税が12億2,448万円、国庫・県支出金、療養給付費交付金、 前期高齢者交付金で27億3,229万7,000円、共同事業交付金は13億5,491万9,000円であります。

次に、議案第26号平成27年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算であります。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ4億689万4,000円とするものであります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金で3億7,628万6,000円、保健事業費で2,499万9,000円であります。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料で2億9,575万4,000円であります。

次に、議案第27号平成27年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算であります。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ3億18万1,000円とするものであります。

新年度の給食対象児童生徒数は5,232人であり、日数は199日を見込んでおります。

次に、議案第28号平成27年度瑞穂市下水道事業特別会計予算であります。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ2億5,932万2,000円とするものであります。

歳出の主なものは、施設管理費5,000万円、公債費1億1,522万2,000円のほか、新たな処理 区の予算に6,800万円を計上するものであります。

歳入の主なものは、使用料5,390万4,000円、繰入金2億60万5,000円であります。

次に、議案第29号平成27年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算であります。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ5,099万1,000円とするものであります。

歳出の主なものは、施設管理経費3,908万円、公債費1,091万1,000円であります。

歳入の主なものは、使用料706万1,000円、繰入金2,942万5,000円であります。

次に、議案第30号平成27年度瑞穂市水道事業会計予算であります。

業務の予定量を給水戸数1万6,500戸、年間給水量460万4,700立方メートルとさせていただきました。

収益的収入及び支出においては、収入予定額を 5 億2,073万8,000円、支出予定額を 4 億9,371万円と定め、資本的収入及び支出においては、収入予定額を7,117万1,000円、支出予定額を 4 億1,476万8,000円と定めるものであります。

最後になりますが、3件の市道認定について、一括して御説明をいたします。

議案第31号市道路線の認定について(その1)、議案第32号市道路線の認定について(その2)、議案第33号市道路線の認定について(その3)であります。

道路法第8条第2項の規定により、市道路線を認定するものであります。

本議案提出に当たっては、その提案理由を明確にするため、瑞穂市市道の認定に関する基準に基づき、開発許可事業に伴う管理引き継ぎの12路線、開発許可事業以外の開発事業に伴う管理引き継ぎの1路線、市の道路計画による4路線を、それぞれ分割して提出させていただきました。

以上、33件の提出議案につきまして概要を御説明させていただきましたが、よろしく御審議を賜りまして、適切なる御決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

○議長(若園五朗君) これで、提案理由の説明を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。

休憩 午前10時25分 再開 午前11時01分

○議長(若園五朗君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま一括議題となっております議案のうち、議案第1号及び議案第2号、 並びに議案第17号については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したい と思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(若園五朗君) 異議なしと認めます。したがって、ただいま一括議題となっております 議案のうち、議案第1号及び議案第2号、並びに議案第17号については、委員会付託を省略す ることに決定いたしました。

議案第1号及び議案第2号、並びに議案第17号について(質疑・討論・採決)

○議長(若園五朗君) これより議案第1号もとす広域連合規約の変更についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

- ○議長(若園五朗君) 2番 くまがいさちこ君。
- **〇2番(くまがいさちこ君)** 議席番号2番、改革のくまがいさちこです。

この議案第1号は、国の関係法令の改正により、広域連合議会に対して各市町が負担金を提出するものですが、お聞きしたいことは、国の関係法令の改正によるのがもとであるけれども、国は負担をしないで、というのは低所得者保険料軽減、これを国は負担しないで、各市町、広域連合から出させるものですが、これについて国では議論があったのかなかったのかを教えていただきたい。

と申しますのは、国の国家予算が連日報道されておりますが、軍事費などは値上げし、借金

も相変わらずあるのに、民の暮らしは非常に圧迫されていると。福祉費も減だというふうに報道されております。地方自治と言いながら地方の負担はこうやって増していくという流れだと思いますので、その辺、このことに関して国の議論が、国が出すという議論があったのかなかったのかを教えていただきたい。

あと1点は、市の該当者が低所得者ですね。千百何人でしたか、さっき御説明いただきましたが、これはもとす広域の中での割合はどれだけなのか。以上をお聞きいたします。2点でございます。よろしくお願いします。

- 〇議長(若園五朗君) 高田福祉部長。
- ○福祉部長(高田 薫君) まず第1点目で、国の議論というところでございますが、国会においてどういった議論がなされたかというところは、まず私、内容を把握しておりませんので申しわけございませんが、ただ国も県も、市町も、それぞれの負担割合がございまして、国が2分の1、県が4分の1、瑞穂市が4分の1と、もとす広域連合の管内ではこういった負担割合でもって負担軽減の数字を負担し合うというふうになっております。ちなみに、この27年度予算の中では、総額で450万円というものを上程させていただいております。

それと、もとす広域連合管内での低所得者の割合というところですが、広域からの資料では、 65歳以上は全体の約2割というふうに伺っておりますので、それでの数字が1,161人というふ うに、現段階では私はそういうふうに理解をしております。以上でございます。

[挙手する者あり]

- ○議長(若園五朗君) 2番 くまがいさちこ君。
- **〇2番(くまがいさちこ君)** 確認させていただきます。

1のことですが、負担は市が4分の1と、これは全体の負担であって、今回の低所得者の負担軽減も入っている全体の負担のことですよね。ですから、国が今回、この低所得者の負担軽減を求めたことは、もう全部その市町が負担する4分の1に入れ込んじゃったと。こういう解釈でよろしいですか。先にそのことだけ。

- 〇議長(若園五朗君) 高田福祉部長。
- ○福祉部長(高田 薫君) 今回はまず第1段階としての負担軽減ということでございますので、 先ほど全協の中で副市長が第1段階、第2段階という説明をいたしましたが、まずはこの27年 4月の段階では、0.5の数字を0.45にするという、0.05軽減するというところであるというふ うに考えております。29年にはまた次の段階での軽減策が実施されるというふうに理解をして おります。

[挙手する者あり]

- ○議長(若園五朗君) 2番 くまがいさちこ君。
- **〇2番(くまがいさちこ君)** 割合のことをお聞きしたわけじゃありませんけれど、ちょっとこ

のことはスルーして、今後もうちょっと私も勉強します。

それで、もう1つの瑞穂市の割合ですが、1,161人で2割ということですか、もとす広域連合の中の対象者という解釈でよろしいですか。

- 〇議長(若園五朗君) 高田福祉部長。
- ○福祉部長(高田 薫君) 約2割というところの数字が1,161人というふうで割合が来ておる というふうに理解をしております。

[挙手する者あり]

- ○議長(若園五朗君) 2番 くまがいさちこ君。
- **〇2番(くまがいさちこ君)** 瑞穂市は意外と低所得者の割合が、国保のですけどもね、もちろん、少ないのかなと思ったもんでお聞きしました。以上で結構です。
- ○議長(若園五朗君) 質疑はほかにありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長(若園五朗君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長(若園五朗君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決をする前に申し上げます。

採決では、起立採決とあわせて採決システムも使用し、賛成または反対のボタンを押してく ださるようお願いいたします。

これから議案第1号を採決します。

議案第1号もとす広域連合規約の変更について、本案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(若園五朗君) 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号人権擁護委員の候補者の推薦については、2名の委員について議会の意見を求めることになっております。

そこで、まず井深吉男君を人権擁護委員候補者に推薦する件の質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長(若園五朗君) 2番 くまがいさちこ君。

〇2番(くまがいさちこ君) 議席番号2番、改革のくまがいさちこです。

採決は2名の方、別々に行われますが、お1人ずつではなく、議案第2号全体について質疑いたします。

この人権擁護委員制度というのは、憲法の基本的人権の保障に基づいて、世界でも例のない制度だと。日本の非常にいい制度だというふうに調べると書かれてあって、びっくりしました。それで、かなり国としては相談内容とか、件数とか、今後の課題とか、改正案も今論議されているそうですが詳しく出ております。ということをもとに質疑いたします。

瑞穂市では、これは地域ごとと今までの説明で伺っておりますが、7人、そしてそのうち女性も3人含まれた構成になっております。第2、第3火曜日に巣南地区と穂積地区で相談事業をやって、13時から15時、先着8名受け付けると。かなり丁寧な相談体制をとっていると思います。

それは結構なんですが、実際にある件数というのは25年度が4件、26年度が3件ということですね。ですから、相談に応じる体制は、人数、時間、しっかりとってあるにもかかわらず、大変少なくて、人権擁護委員の皆さんは御苦労さまだなと、多くても御苦労さまですが、少なくて御苦労さまだなという感を持ちました。

それでお尋ねいたしますが、国の所管のネットのページを見ますと、相談の種類、つまり人権というのは弱者、高齢者、子供、障害者などが川崎の今度の虐殺というか、あれにも見られるように、弱者の人権侵害に対応することが多いということで大変重要なんですが、瑞穂市は非常に少ないと思うんですが、この相談の種類と件数はきちんと国に報告する義務があると思うんですが、どんなもんでしょうか。相談の内容について、記録があるのかないのか。どのような内容の、4件と、3件ですけれども、あったのかをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

- 〇議長(若園五朗君) 高田福祉部長。
- 〇福祉部長(高田 薫君) 相談の内容について、どんな種類のものがあるかというところでは、 手元に資料がございませんので、後ほど回答させていただきます。

〔挙手する者あり〕

- ○議長(若園五朗君) 2番 くまがいさちこ君。
- ○2番(くまがいさちこ君) 議場から私の発言に対して、再三、10年以上ですけどやじが飛びます。こういう場で、行政に対しても何度も申し上げておりますが、そこだけ、提案理由が、それから説明が、そこだけ。この人がいいか悪いか。私が議員になったころは略歴さえ説明なかったです。やっぱり私たちは決定権を持つという恐ろしいことをやっているわけで、その議案の事項の背景とかを勉強しないことには、賛成、反対、私は決定できません。それを議員の立場として言っているのに、同じ議員仲間から再三、関係ないと言われ続けてきましたが、そ

れに対してこのように反論しておきます。

今後、やっぱりこういう場合に、これたびたびありますのでね、こういう場合に相談件数、 それから内容、そして簡単に解決しないことが多いと思うんです。そういう場合に、解決済み とか、それからその後どうしたかとか、そういうこともきちんと記録をとって議案の説明の書 類としていただきたいと思います。それでないと、今回のあの川崎の子供の人権が無視されて 殺されてしまった。そして、本人は僕もう仲よくなったから大丈夫ということを警察に言って いるわけですね。ですから、弱者に対して力を持つ普通の大人、まして行政や議員というのは 本当に責任があると思うんです。そこまでふだん、少しでも丁寧な対応をしておかなければい けないと思いますので、今後、丁寧な把握と御説明をお願いして終わります。

○議長(若園五朗君) ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

〇議長(若園五朗君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長(若園五朗君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、人権擁護委員候補者に井深吉男君を適任とする意見の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(若園五朗君) 着席願います。

起立全員です。したがって、人権擁護委員候補者に井深吉男君を適任とすることに決定しました。

次に、平田芳子君を人権擁護委員候補者に推薦する件の質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

〇議長(若園五朗君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長(若園五朗君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、人権擁護委員候補者に平田芳子君を適任とする意見の方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(若園五朗君) 着席願います。

起立全員です。したがって、人権擁護委員候補者に平田芳子君を適任とすることに決定しました。

したがって、議案第2号人権擁護委員の候補者の推薦については、それぞれ適任とされました。

これより、議案第17号平成26年度瑞穂市一般会計補正予算(第7号)の質疑を行います。 質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

- 〇議長(若園五朗君) 4番 庄田昭人君。
- **〇4番(庄田昭人君)** 議席番号4番、庄田昭人でございます。

議案第17号平成26年度瑞穂市一般会計補正予算(第7号)について質問させていただきます。 平成26年度瑞穂市一般会計補正予算(第7号)は、次のように定めるとありますが、この第 7号の部分に関して、債務負担行為によるということであります。地方自治法第214条に関し て、債務負担行為についてといったところがあります。ここについては、少し私の記憶の部分 でございますので一度聞かせていただきたいと思いますが、地方自治法の中においては、運用 に関しては定める必要があるということでありますので、瑞穂市にはどんなような債務負担行 為について定めがあるのか、お聞かせください。

- 〇議長(若園五朗君) 森企画部長。
- **○企画部長(森 和之君)** 庄田議員の御質問にお答えいたします。

次のように定めるところによるというのは、第1条に書いてあります債務負担行為の補正ということで、債務負担行為の追加は第1表の債務負担行為の補正によるというものになるということで、今回5件を提案させていただきました。以上でございます。

[挙手する者あり]

- ○議長(若園五朗君) 4番 庄田昭人君。
- ○4番(庄田昭人君) 運用に関しての定めについては、お伺いをします。
- 〇議長(若園五朗君) 森企画部長。
- **〇企画部長(森 和之君)** 今回御提案しております議案第17号が可決されましたら、それに基づきまして準備行為をするというようなことが運用になるかと思っておりますが。

[挙手する者あり]

- 〇議長(若園五朗君) 4番 庄田昭人君。
- ○4番(庄田昭人君) 今回これが通ったら運用が決まるということでございますか。もう一度

お聞かせください。

- 〇議長(若園五朗君) 森企画部長。
- **〇企画部長(森 和之君)** 今回の議案第17号の補正予算で、債務負担行為の追加が認められれば、これに基づいて入札等契約行為を行っていくということが、これから先の要領になるというふうに考えております。

[挙手する者あり]

- 〇議長(若園五朗君) 4番 庄田昭人君。
- ○4番(庄田昭人君) その前の債務負担行為の運用に関しての、その後ではなくて、その前の 運用、債務負担行為ということの、瑞穂市はこんなふうな規定を持っているよという運用はあ るのかということを聞いております。
- 〇議長(若園五朗君) 奥田副市長。
- ○副市長(奥田尚道君) 庄田議員の御質問にお答えをさせていただきますけれども、地方自治法の214条の中に債務負担行為というものが決めてあるんですけれども、この債務負担行為というのは、一般的には単年度主義なんですね、予算というのは。それを、年度をまたいで行うような場合は、あらかじめこれを決めておくということで、これは決めておくというのは、決める場所というのは、予算書の中で地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならないということで、予算書の中でこの金額を債務負担行為をさせていただきますというのが今回の議案なんですね。例えば、選挙、県議会選挙ですと、4月12日に行われますので、その前に物等を発注しなきゃなりません。そういったことで契約行為をするのに、一定の額を持っておかないと契約ができないということで債務負担行為をあげておいて、支払いは27年度になってから支払うんですが、そういったことで26年度に契約等をして、準備をするという意味で今回は5件を上げさせていただいております。

定めておかなければならないというのは、予算書の中にこの金額の上限額の中でやりますということを定めよということでございますので、御理解を賜りたいと思います。

[挙手する者あり]

- ○議長(若園五朗君) 4番 庄田昭人君。
- ○4番(庄田昭人君) 債務負担行為に関しては、いろいろな問題点があると言われております。 このことについては、運用面、財政運営上の乱用につながるのではないかというような指摘も されていますので、そのような検討はなされたのかお伺いをいたしたいと思います。
- 〇議長(若園五朗君) 奥田副市長。
- ○副市長(奥田尚道君) 今回、この3月補正の査定をやりました。その中で、原課のほうから、 例えばポスター掲示場をあらかじめ準備しなきゃならないとか、そういったことで選挙関係に ついてはやむを得ないという話になりました。保育士の派遣事業については、4月1日から準

備をしようと思うと、あらかじめ申し込みをしないといけないわけなんですね。派遣会社も、とにかく人の準備をしておいて、それから4月1日から瑞穂市に派遣をするということになりますので、事前に何名ぐらいというような要望がないと、人の確保もできないということでございます。そういったことから、確保を3月の補正が終わってから準備行為にかかってやると、もう既に奪い合いというような形になっていまして、うちのほうには5名くださいというお願いをしても1名しか来てもらえなかった経緯もありまして、そういった経緯を踏まえて、あらかじめ何名ぐらいの予定をしておりますのでという申し込みをするということで、債務負担行為をさせてくださいという原課の要望がありまして、その内容を勘案しますとやむを得ないということで、計上をしております。

そして、あと住民情報システム機器更新事業ということで、これは会計課で使っていますOCRでございますが、この機器が実はXPのOSを使っておりまして、もう既に契約をしておる中で保守がこれ以上もうできませんよということになっておりまして、これも4月1日から使うためには、あらかじめ機器の更新、あるいはソフトのインストールが必要だということで、そういうことならばやむを得ないということで計上をさせていただきました。

ですから、基本的には単年度単年度でやるんですが、早い段階で準備をしたいということで、 機器についてもそういうことでやむを得ないということで計上をしておりますので、御理解を 賜りたいと思います。

[挙手する者あり]

- 〇議長(若園五朗君) 4番 庄田昭人君。
- ○4番(庄田昭人君) 債務負担行為について理解はできましたが、今の説明でありますと、準備行為ということができるんであれば、このように債務負担にかける必要はなく、事務上はできたのではないかなということも考えられますが、いろんな場面においてもこの運用に関しては注意が必要だと言われておりますので、この部分については、本来もう少しきちっとした説明が必要ではなかったかなというふうに考えさせていただきます。

先ほどは、各委員会の付託も省略をさせていただきましたので、ここで判断しなければならないということでございますので、きちっとこの部分については、本当は精査していきたいと思いますが、この部分については今の説明の中で理解をさせていただきましたということにさせていただきます。

○議長(若園五朗君) ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長(若園五朗君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長(若園五朗君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。

議案第17号平成26年度瑞穂市一般会計補正予算(第7号)、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

〇議長(若園五朗君) 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第38 瑞穂市・神戸町水道組合議会議員の選挙

○議長(若園五朗君) 日程第38、瑞穂市・神戸町水道組合議会議員の選挙を行います。

瑞穂市・神戸町水道組合議会議員の選挙について、同組合議員が平成27年3月31日で任期満了となるため、組合規約第5条の規定により後任を選挙する必要があります。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(若園五朗君) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法については、指名推選で 行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ご ざいませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(若園五朗君) 異議なしと認めます。したがって、私が指名することに決定いたしました。

瑞穂市・神戸町水道組合議会議員に、馬淵信治君、馬淵芳章君、高田哲男君、石谷幸裕君、 石谷彰二君、馬淵弘基君、高田吉己君、以上の7人を指名したいと思います。

お諮りします。ただいま私が指名した方を瑞穂市・神戸町水道組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(若園五朗君) 異議なしと認めます。したがって、ただいま私が指名した方が瑞穂市・神戸町水道組合議会議員に当選されました。

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(若園五朗君) 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

延会 午前11時34分